

柳井市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の誓約書及び柳井市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続き等に関して、本ガイドラインとKSI官公庁オークションに関連する規約及びガイドライン等との間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓 約 書

以下を誓約いたします。

今般、柳井市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、公有財産売却ガイドライン及び貴市における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは、補償その他一切の責任を取ることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情等を申し出ません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しません。また、法人においては、役員等（法人の役員及び支配人又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当しません。
- 3 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - （1）正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - （2）入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - （4）契約の履行をしないこと。
 - （5）契約に違反し、契約の相手方として不相当と柳井市に認められること。
 - （6）入札に関し贈賄等の刑事事件を起こすこと。
 - （7）社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - （8）天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

- 4 私は、貴市の公有財産売却に関して、公有財産売却ガイドライン、入札説明書、入札公告、売買契約書、現地説明、入札説明等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切の異議、苦情等を申し立てません。

柳井市インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件等

1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（以下「令」といいます。）第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる方

参考：地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 日本語を完全に理解できない方

(3) 柳井市が定める本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

- (4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法等の規定にのっとり柳井市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、令第167条の4第2項第5号に該当するとみなされ、一定期間柳井市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や柳井市において閲覧に供されている一般競争入札の公告等を確認し、関係公簿等の閲覧等により十分に調査を行った上で公有財産売却に参加してください。また、入札前に柳井市が実施する現地説明会において、購入希望の財産を確認してください。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込み等一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ 参加申込み（本申込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面から仮申込みを行った後、柳井市のホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下、「申込書」といいます。）」を印刷し、必要事項を記入後、運転免許証、保険証等本人確認ができる書類の写し（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）を添付の上、柳井市に送付又は持参してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

- ・入札保証金の納付方法は、「クレジットカード」による納付のみとなります。
- ・複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類（運転免許証、保険証等写し）は、1通のみ提出してください。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、若しくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転等についての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。した

がって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失等柳井市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(3) 柳井市は売却物件の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。

(4) 売却物件が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

4 個人情報の取扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下の全てに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録等されている住所、氏名等（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログイン ID に登録されているメールアドレスを柳井市に開示され、かつ柳井市がこれらの情報を柳井市文書取扱規則に基づき、10年間保管すること。

・柳井市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせ等を電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 柳井市は、収集した個人情報を令第167条の4第1項に定める参加条件の確認又は同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置等を行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容等と異なる場合は、落札者となっても所有権移転等の権利移転を行うことができません。

5 共同入札について

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを、共同入札といいます。

柳井市では、共同入札を実施いたしません。

第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録等されている住所、氏名等（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

2 入札保証金の納付について

（１）入札保証金とは

令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、柳井市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

（２）入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、クレジットカードによる納付のみです。

- ・入札保証金には、利息を付しません。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに柳井市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、柳井市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入後、運転免許証、保険証等本人確認ができる書類の写し（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）を添付の上、柳井市に送付又は持参してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）。

- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに柳井市の定める契約を締結しない場合は、没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者の場合、令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取扱い

柳井市は、令第167条の4第1項等に規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、柳井市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 柳井市から落札者への連絡

落札者には、柳井市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、

落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・柳井市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調等の理由により到着しないために、柳井市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、柳井市に連絡する際や柳井市に書類を提出する際に必要となります。

(2) 落札者決定の取消し

入札金額の入力間違い等の場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は、原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

柳井市は、落札後、落札者に対し電子メール等により契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には柳井市から契約書を送付しますので、落札者は、必要事項を記入、押印の上、柳井市が別途指示する書類等を添付して柳井市に直接持参又は郵送してください。

ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方等公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに柳井市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括

で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付に係る費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに柳井市が納付を確認できることが必要です。

ア 柳井市が用意する納付書による納付

イ 柳井市が指定する銀行口座への振込みによる納付

ウ 現金書留による送付（金額が50万円以下の場合のみ）

エ 郵便為替による納付

・発行日から起算して175日を経過していないものに限りです。

オ 現金を柳井市へ直接持参

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は、次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者等のクレジットカードの引き落としの時期等の関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡しについて

柳井市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には柳井市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入、押印の上、柳井市が別途指示する書類等を添付して柳井市に直接持参又は郵送してください。引渡しは売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状有姿で行います。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

(自動車の場合)

(1) 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

(2) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

3 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失等柳井市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 公有財産売却の財産内の動産類、ゴミ等の撤去等は、全て落札者自身で行ってください。

4 引渡し及び権利移転に伴う費用について

(1) 引渡しは、原則として柳井市が指定する場所において直接引渡しで行います。なお、指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

(2) やむを得ず送付による引渡しを希望される場合は、送付依頼書を提出してください。ただし、物件によっては送付による引渡しが不可能な場合がありますので、必ず売却システムの売却物件詳細画面にてご確認ください。なお、輸送途中の事故等によって売却物件が破損、汚損、紛失等の被害を受けても、柳井市は一切の責任を負いません。

(3) 引渡しの際に必要な搬出、梱包、配送等に伴う全ての費用は、落札者の負担となります。

(4) 自動車の場合、権利移転に伴う費用(自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙、自動車税環境性能割等)は、落札者の負担となります。

ア 移転登録等の手数料として自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙が必要です。

イ 自動車税環境性能割及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合等が生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込期間中

売却システムに不具合等が生じたために以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合
- イ 公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ 公有財産売却の参加申込受付が入札開始までに終了しない場合
- エ 公有財産売却の参加申込受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合等が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 入札の受付が開始されない場合
- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合等が生じたために以下の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者、入札者等（以下「入札者等」といいます。）に損害等が発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより入札者等に損害が発生した場合、柳井市は、損害の種類、程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合等により入札者等に損害が発生した場合、柳井市は、損害の種類、程度にかかわらず責任を負いません。

- (3) 入札者等の使用する機器及び公有財産売却の参加者等の使用するネットワーク等の不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込み又は入札に参加できない事態が生じた場合、柳井市は、代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者等が使用する機器、ネットワーク等に不備、不調等が生じたことにより入札者等に損害が発生した場合、柳井市は、損害の種類、程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者等が入札保証金を自己名義（法人の場合は、当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合において、クレジットカード決済システムの不備により入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができない等の事態が発生したとき、それに起因して入札者等に生じた損害について、柳井市は、損害の種類、程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者等の発信若しくは受信するデータが不正アクセス、改変等を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となる等の被害を受けた場合、柳井市は、被害の種類、程度にかかわらず責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者等が、自身のログイン ID、パスワード等を紛失若しくはログイン ID、パスワード等が第三者に漏えいする等して被害を受けた場合、柳井市は、被害の種類、程度にかかわらず責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申込期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンス等の期間を除きます。

5 リンクの制限等

柳井市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、柳井市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクは、できません。

また、売却システム上において、柳井市が公開している文章、写真、図面等の情報について、柳井市に無断で転載又は転用することは、一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。

(6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻等

(1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格等の金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限りです。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字 (JIS (工業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) 第 17 条第 1 項の日本工業規格) X0208 をいいます。) であるため、不動産登記簿上の表示等と異なることがあります。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 柳井市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

柳井市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、柳井市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、柳井市が掲載したものでない情報については、柳井市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。